

2025年度 事業計画書  
(2025年4月1日～2026年3月31日)

## 1.基本方針

### (1) 才能と熱意の支援

才能ある若いゴルファーが将来的に成功するために必要な支援を提供し、モチベーションを高め、ゴルフへの熱意を育む。

### (2) 教育と成長の促進

ゴルフはスポーツだけでなく、品行や精神面の成長にも大きな影響を与える。教育的なプログラムやメンタルコーチングなどを通じて、若いゴルファーの総合的な成長と発展を促進する。

### (3) 多様性と包括性の尊重

すべての子供たちがゴルフを楽しめるよう、性別や人種、経済的背景に関係なく、平等にアクセスできる環境を提供し、多様なバックグラウンドを持つゴルファーたちが共に成長できるよう努める。

### (4) 透明性と公正性の確保

助成金給付団体に求められるガバナンス体制を構築し、助成金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

## 2.事業活動

### (1) ジュニアゴルファー助成金給付事業

当財団は、ジュニアゴルファー育成に関する事業を行い、我が国における健全なジュニアゴルファーの育成及びゴルフ文化の浸透に寄与することを目的とする。

#### ① 助成金事業

交付する助成金の限度額は、上限50万円とする。

助成金額は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定する。

#### ② 応募条件

ア. 日本国内に在住で将来、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファーであり、2025年4月1日時点の年齢が18歳以下とし、プロアマは問わない。

イ. 2025年4月1日時点から起算して5年以内に国内外の大会に出場経験があること（大会の規模は問わない）

ウ. ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況に

あること

エ. 親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理できる保護者がいること

※保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とする。

③ 助成対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日までに行う競技活動を対象とする。

④ 応募期間

2025年4月1日（火）～5月31日（土）※消印有効

⑤ 応募方法

下記の必要書類をメールもしくは郵送にて提出

ア. 助成金申請書

イ. 助成金使途内訳書

ウ. 家計支持者の収入を証明できる書類（前年度分の源泉徴収票など）

エ. 大会での成績がわかる証明など

オ. 同意書兼誓約書（保護者記入）

カ. 年齢が確認できる身分証明証（マイナンバーカード、学生証など）

⑥ 選考方法

被助成者を選考するために、当財団の助成金選考委員会規程に基づいて選考委員会を設置し、構成する委員は、3名以上7名以下とし過半数は法人外部の有識者をもって充てることとし、候補者と特別の利害関係がある場合には選考に加わらないなど制限を設けて、恣意性が排除される選考体制を構築する。

被助成者候補は、所定の選考基準により、世帯収入等に基づく書類を選考委員全員により総合的に評価して審査を行うなどして、理事会の決議により当財団の被助成者を決定する。

⑦ 審査結果の通知

当財団の選考委員会による公正な審査及び、理事会の決議を経て理事会開催後1箇月以内に審査結果を文書にて応募者にお知らせする。

(2) 活動報告

競技活動の経過報告を記入した中間報告書（書式指定）（受給期間中に一度）と完了報告書（書式指定）（終了後1か月以内）を被助成者より受領し、当財団の活動実績として個人が特定されない（被助成者の同意がある場合を除く）内容の一部を当財団ホームページに掲

載し活動内容を周知いたします。

### 3.その他

- (1) 設備投資及び資金調達の見通し  
特にございませぬ。
- (2) 特定費用準備資金積立計画  
特にございませぬ。

以上